

石運輸第241号の2
令和8年7月1日

貨物自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長
(公 印 省 略)

「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」
(平成25年3月14日付け公示第85号)の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知がありましたので、了知
願います。

北信交貨第94号
令和8年6月30日

各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長
(公 印 省 略)

「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」
(平成25年3月14日付け公示第85号) の一部改正について

標記について、別紙のとおり公示したので、各運輸支局においても公示されるとともに関係者へ周知し、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。

公 示

公示 第26号

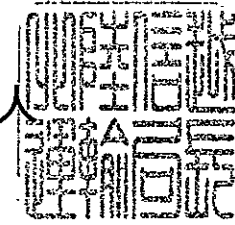
「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」の一部改正について

「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」（平成25年3月14日付け公示第85号）を別紙のとおり一部改正する。

令和8年6月30日

北陸信越運輸局長

佐橋 真人



新	旧
公示第 8 5 号 一部改正 令和 3 年 6 月 2 3 日 公示第 1 6 号 一部改正 令和 7 年 8 月 1 日 公示第 3 4 号 一部改正 令和 8 年 6 月 3 0 日 公示第 2 6 号 一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可及び事業計画変更認可等に関する処理方針」(平成 1 5 年 2 月 2 8 日付け公示第 1 1 0 号)における法令遵守事項の規定により、法令試験を実施しているところであるが、今般、法令試験の適切な運用を図るため実施方法等の見直しを行い、下記のとおり定めたので公示する。 平成 2 5 年 3 月 1 4 日 北陸信越運輸局長 和 迺 健 二 記 1. ～ 4. (略) 5. 出題範囲及び設問形式等 (1) 出題の範囲(以下の法令等については、法令試験の実施日において施行されている内容から出題する。) ①貨物自動車運送事業法 ②貨物自動車運送事業法施行規則 ③貨物自動車運送事業輸送安全規則 ④貨物自動車運送事業報告規則 ⑤自動車事故報告規則 ⑥道路運送法 ⑦道路運送車両法 ⑧道路交通法 ⑨労働基準法	公示第 8 5 号 一部改正 令和 3 年 6 月 2 3 日 公示第 1 6 号 一部改正 令和 7 年 8 月 1 日 公示第 3 4 号 (新設) 一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可及び事業計画変更認可等に関する処理方針」(平成 1 5 年 2 月 2 8 日付け公示第 1 1 0 号)における法令遵守事項の規定により、法令試験を実施しているところであるが、今般、法令試験の適切な運用を図るため実施方法等の見直しを行い、下記のとおり定めたので公示する。 平成 2 5 年 3 月 1 4 日 北陸信越運輸局長 和 迺 健 二 記 1. ～ 4. (略) 5. 出題範囲及び設問形式等 (1) 出題の範囲(以下の法令等については、法令試験の実施日において施行されている内容から出題する。) ①貨物自動車運送事業法 ②貨物自動車運送事業法施行規則 ③貨物自動車運送事業輸送安全規則 ④貨物自動車運送事業報告規則 ⑤自動車事故報告規則 ⑥道路運送法 ⑦道路運送車両法 ⑧道路交通法 ⑨労働基準法

⑩自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

平成元年2月9日 労働省告示第7号

⑪労働安全衛生法

⑫私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

⑬製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

(2)～(5) (略)

6. (略)

附 則

1. 本取扱いは、平成25年5月1日から実施する。
2. 平成20年5月13日付け公示第10号「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」は平成25年4月30日限りで廃止する。

附 則

1. 本取扱いは、令和3年7月1日から実施する。

附 則

1. 本取扱いは、令和7年8月1日から実施する。

附 則

1. 本取扱いは、令和8年7月1日から実施する。

(別紙) (略)

⑩自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

平成元年2月9日 労働省告示第7号

⑪労働安全衛生法

⑫私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

⑬下請代金支払遅延等防止法

(2)～(5) (略)

6. (略)

附 則

1. 本取扱いは、平成25年5月1日から実施する。
2. 平成20年5月13日付け公示第10号「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」は平成25年4月30日限りで廃止する。

附 則

1. 本取扱いは、令和3年7月1日から実施する。

附 則

1. 本取扱いは、令和7年8月1日から実施する。

(新設)

(別紙) (略)